

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大雪青少年交流の家利用細則

平成18年5月8日制定

平成29年2月1日一部改正

令和5年7月24日一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家(以下「大雪青少年交流の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 大雪青少年交流の家を利用しようとする者は、別に定めるところにより所定の申込書等を利用開始日の40日前までに所長に提出するものとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立大雪青少年交流の家利用申込書審査要領に基づき、団体登録(初回又は第15条2項に基づく団体登録抹消後最初の利用申し込みである場合)及び利用申込みの審査を行い、団体登録の可否を判断する。可としたものについては申込みのあった活動内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(個人での利用)

第4条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条第3項の規定に基づき、個人で交流の家を利用できる者は次のとおりとする。

- 一 研修、利用及び調査研究に関する相談を行う者
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行う者
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行う者
- 四 その他所長が適当と認める者

(未成年者の団体の利用)

第5条 利用団体の構成員が未成年者のみである場合は、利用を許可しないものとする。

(禁止事項)

第6条 大雪青少年交流の家においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、大雪青少年交流の家の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第10条 利用者の食事は、大雪青少年交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

第11条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により大雪青少年交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第13条 利用者は、大雪青少年交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第14条 所長は、大雪青少年交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取り消すことがある。

(1) 第6条各号及び第13条第1項に違反するおそれがある場合

(2) その他所長が特に必要と認めた場合

第15条 所長は、第3条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体(個人で利用する者を含む。)について、期間を定めて利用申込み受付を制限することが出来る。

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取り消しの前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録の抹消することができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年5月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年7月24日から適用する。